

## 令和6年度横浜市世界を目指す若者応援事業

### 「個人留学」募集要項

「横浜市世界を目指す若者応援事業」は、高校生の皆さんが海外留学を体験することで、世界の様々な国の人々や文化を理解し、ともに解決する力を養い、国際都市横浜を支える、真にグローバルな人材として育っていくよう、横浜市が留学にかかる費用の一部を補助する制度です。

この事業は、「世界で活躍する若者の育成に役立ててほしい」という、横浜にゆかりの深い方からいただいた寄附金を元に、「横浜市世界を目指す若者応援基金」を設立したことから始まりました。基金は、今でも多くの個人や企業の方々からの善意により支えられています。

「高校生の留学を応援したい!」という方々の善意にこたえ、国際社会で活躍する未来を目指し、世界に向けてチャレンジしてみませんか!

#### 1 目的

横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、横浜市からの補助金を通じて、世界に視野を広げ、国際社会を舞台に活躍を目指す高校生の留学を支援することを目的としています。

#### 2 事業主体

横浜市

#### 3 応募資格

応募資格は次の(1)～(6)のすべてを満たすことが必要です。ただし、これまでに本事業で補助を受けたことがある者（補助の決定を受け、補助を受ける見込みである者を含む）は対象外とします。

- (1) 市内の高校等に在籍する生徒、または市内に在住して市外の高校等に在籍している生徒
  - ※ 高校等：横浜市内の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1～第3学年）又は専修学校（高等課程）
  - ※ 市内に在住：寮生等で市外に居住している場合の住民票の取扱については、各区戸籍課へご相談ください。
- (2) 留学期間がおおむね1年であること
- (3) 海外留学に支障のない健康状態であること

- (4) 国際理解・国際交流に関心を持ち、海外の国や地域との相互理解と友好親善に寄与しようとする意欲があること
- (5) 在籍する高校等の校長の推薦を受けていること
- (6) 当該年度の4月1日から翌年度の3月31日までに出発するもの

## 4 対象とする留学

- (1) 外国における正規の後期中等教育機関への定期的な通学のため、おおむね1年間の海外留学
- (2) 令和6年4月1日～令和8年3月31日までに出発するもの

## 5 募集人数

10名～20名程度

## 6 補助金の額

1人につき40万円とします。ただし、本要項7に規定する留学に要する経費（他の団体等から奨学金等の給付を受けている場合、当該奨学金等を差し引いた額）が40万円を下回る場合は、当該額とします。

## 7 補助対象経費（補助金の対象となる留学費用の範囲）

留学にかかる次の費用のうち令和7年2月28日（金）までに支払った費用とします。

- (1) 航空運賃（最終目的地までの航空運賃1往復分）
- (2) 空港までの国内交通運賃（1往復分）  
※ただし、次に定める定額とします。
  - ・羽田空港の場合 片道 500円
  - ・成田空港の場合 片道 2,000円
- (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用
- (4) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続き費用（手続代行手数料は除く）
- (5) 外国の高校に納付する授業料、施設利用費等
- (6) 海外旅行保険料
- (7) 寮費又はホストファミリーに支払うホームステイ等目的地における宿泊にかかる費用
- (8) 他の自治体、学校、民間団体が主催する留学プロジェクトに参加する場合は、前各号に掲げる費用の一部または全部を含むプロジェクト参加費用とします。
- (9) その他市長が必要と認める経費

※これらの経費には、留学プロジェクトの参加者となるための選考費用（受験料等）並びに留学先での小遣い、事前語学研修費用及びその他学業以外の私的活動に係る費用は含みません。

## 8 応募方法

在籍校の担当教諭（または校長）が次の書類の内容を確認の上、学校から郵送、又は持参にて提出してください。

## (1) 提出書類

- ア 横浜市世界を目指す若者応援事業申請書（第9号様式）
- イ 留学期間と留学先での活動内容が分かる予定表
- ウ 留学先教育機関の概要が分かるリーフレット等
- エ 本要項7に定める経費の額及び内訳と経費の支払時期が分かる書類の写し
- オ 他の団体等から留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
- カ 外国の高校への留学が許可されていることを証明する書類の写し（申請時に提出できない場合は、入手次第速やかに提出すること。）
- キ 横浜市世界を目指す若者応援事業推薦書（第10号様式）
- ク 留学に関する作文（第11号様式）（必ず生徒本人が作成すること）
  - 1,000字～1,200字の日本語による作文
  - 次の3つの項目について、各項目300字～400字程度で記入してください。
    - ・留学の目的や意欲、準備や心構えについて
    - ・留学体験をいかした将来の取組
    - ・帰国後に自身の留学経験を本市及び周囲へどのように還元できるか

(2) 提出方法 郵送又はご持参ください。

(3) 提出期限 令和6年5月31日（金）17時15分 **※必着**

(4) 提出先 横浜市教育委員会事務局高校教育課

【郵送】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

【持参】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎14階

## 9 選考方法等

### (1) 1次選考（書類審査）

本要項8（1）の提出書類について審査します。

1次選考通過者には、6月中旬頃に2次審査の日時・場所等について通知します。

### (2) 2次選考（面接）

面接は対面で行います。1次選考通過者は、**本市が指定した日時（日時変更不可※）に必ず面接を受けてください。**面接を受けていない方は、選考対象外とします。なお、面接日は、令和6年6月22日（土）及び23日（日）を予定しています。

※大規模災害や交通機関の大幅な遅延発生時を除く。

### (3) 選考結果の連絡

選考の結果は、令和6年7月中旬まで（予定）に補助交付決定通知書（第15号様式）により、補助交付決定額その他必要な事項を通知します。補助が決定されなかった場合は、結果通知書（第16号様式）により通知します。詳細は、応募者に個別にお知らせします。

## 10 留学前ガイダンス及び帰国者懇談会等への参加

### (1) 留学前ガイダンスについて

「横浜市世界を目指す若者応援事業」の令和6年度補助決定者の皆様へガイダンスを実施します。ガイダンス実施日は別途お知らせいたしますので、令和6年度補助対象者となった皆様は必ずご参加ください。

※会場での実施を予定しています。詳細は、補助決定者に別途連絡します。

### (2) 帰国者懇談会等について

留学帰国者を対象に懇談会、留学報告会への参加や、本市主催国際会議等への運営協力をお願いします。日程については別途調整しますのでご協力ください。

## 11 補助金の交付決定から補助金交付までの手続

補助金の交付の時期で手続が異なりますので、次のページのフローチャートに従って、該当箇所をご確認ください。

# 高校生向け

## ●フローチャート●

本市から高校生宛てに「補助交付決定通知書」  
(第15号様式)を送付

補助対象経費の支払い後に補助金の交付を受けよう  
とする場合…

本要項11(1)

高校生・保護者が「実績報告書」(個人留学用)(第19号様式)その他必要書類を提出 **本要項11(1)ア**

### 提出期限

① **交付決定を受けた後に補助対象経費の支払いを完了した**場合

- ・補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
  - ・令和7年2月28日(金)
- 上記のいずれか早い期日

② **交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了している**場合

- ・補助金の交付決定の日から起算して30日以内
  - ・令和7年2月28日(金)
- 上記のいずれか早い期日

本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」(第20号様式)を送付

高校生・保護者が「補助金支払請求書」(第21号様式)その他必要書類を提出 **本要項11(1)イ、ウ**

**本市が振込先に補助金を入金**

補助対象経費の支払い前に補助金の交付を受けようとする場合…

本要項11(2)

高校生・保護者が「概算払請求書」(第22号様式)その他必要書類を提出 **本要項11(2)ア、イ**

**本市が振込先に補助金を入金**

高校生・保護者が「実績報告書」(個人留学用)(第19号様式)その他必要書類を提出

### 提出期限

**本要項11(2)ウ**

- ・補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
  - ・令和7年2月28日(金)
- 上記のいずれか早い期日

本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」(第20号様式)を送付

※補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合、本市から納付書も送付

補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合、高校生・保護者が本市から届いた納付書に基づいて返金(戻入)

上記の流れとは別に、高校生は、海外留学を修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に  
・「修了報告書」(個人留学用)(第25号様式)をご提出ください。 **本要項12**

(1) 補助金の交付決定を受けた者で、補助対象経費の支払い後に、補助金の交付を受けようとする場合、次の書類を提出してください。

ア 実績報告書（個人留学用）（第19号様式）

補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費の支払いを完了したときは、支払完了の日から起算して30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い期日までに実績報告書（個人留学用）（第19号様式）に、費用を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類等）の写しを添付して提出してください。（ただし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了しているときは、補助金の交付決定の日から起算して30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い期日までに提出してください。）

なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。（ただし、本要項7にある「（2）空港までの国内交通運賃（1往復分）」については、領収書ではなく、利用する空港が分かる書類の写しを添付してください）

※提出された実績報告書に基づき、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。

<補助額確定通知書受領後の提出書類>

補助額確定通知書の受領後、速やかに次の書類を提出してください。

イ 補助金支払請求書（第21号様式）

振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状を添付してください。

ウ 本市から届いた補助額確定通知書（第20号様式）の写し

※提出された補助金支払請求書を受け取ってから30日以内に、本市から支払います。

(2) 補助金の交付決定を受けた者で、補助対象経費の支払い前に、補助金の交付を受けようとする場合、次の書類を提出してください。

ア 補助金概算払請求書（第22号様式）

海外留学の実施が確定していることを証する書類を添付してください。振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状を添付してください。

なお、補助交付決定額が概算払請求額の上限となります。概算払請求額がこれ以下の場合、概算払請求額の根拠となる書類（見積書等）を添付してください。

イ 本市から届いた補助交付決定通知書（第15号様式）の写し

※提出された補助金概算払請求書を受け取ってから30日以内に、本市から支払います。

<概算払いにより補助を受けた後の提出書類>

ウ 実績報告書（個人留学用）（第19号様式）

補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い期日までに、実績報告書（個人留学用）（第19号様式）に補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類等）の写しを添付して提出してください。

なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。（ただし、本要項7にある「（2）空港までの国内交通運賃（1往復分）」については、領収書ではなく、利用する空港が分かる書類の写しを添付してください）

※提出された実績報告書を基に、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。また、補助対象経費の支払額が、概算払請求による受取額以下のときは、補助額確定通知書及び横浜市が送付する納付書に基づき、差額を市に返還してください。

## 12 海外留学に関する報告及び成果発表の協力

補助金の交付を受けた市内高校生は、海外留学を修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に、修了報告書（個人留学用）（第25号様式）を提出してください。修了報告書（個人留学用）（第25号様式）には、滞在先での活動、留学で学んだこと、滞在先で横浜市をアピールした活動、留学体験の今後の活かし方や横浜市への還元について記載したレポートや写真などを添付してください（動画も可）。レポートはそのまま本市WEBサイト等に掲載するとともに、写真や動画は等事業の広報・資料作成に使用します。写真や動画は被撮影者の了解を得たものを使用するなど、公表可能なもののみ添付・記載してください。

また、成果の発表として以下のような場面で協力いただきます。

### 【協力内容（例）】

- ・本市主催の国際会議等運営協力
- ・市民向け留学報告会での発表
- ・帰国後のアンケート調査
- ・事業広報用チラシ及びポスターへの写真提供
- ・レポートの本市WEBサイトへの掲載
- ・レポートの写真等の活用（基金への寄附を募るための資料等への掲載） など

## 13 補助金交付決定の取消並びに補助金の返還

次の場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、その返還を求める場合があります。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助の対象となる経費が支出されないとき
- (3) 補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき
- (4) 横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱の規定及び補助決定に付した条件に違反したとき
- (5) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

## 14 その他

- (1) 申請等に必要な各種様式は、次のウェブページからダウンロードしてください。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/ikusei/jigy/ouenjigyou.html>  
 一度提出された書類は返却しません。提出された個人情報は、補助金交付の選考にのみ利用します。また、書類の保存などその他詳細に関することは、要綱の定めによります。
- (2) 渡航にあたっては、安全面や危機管理について、十分検討してください。  
 また、今後国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意し、各政府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握し、滞在先でも十分な感染防止策を講じるほか、感染した場合の現地の医療体制の確認、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入等を徹底してください。
- あわせて、万一渡航先で新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応やケア、支援体制などを十分確認し、安全確保に万全を期してください。
- (3) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、変更が生じる場合があります。

## 15 申請書類等の提出先及び問合せ先

- (1) 申請書類等の提出先・応募について  
 横浜市教育委員会事務局高校教育課  
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
 TEL:045-671-3272 FAX:045-640-1866  
 E-mail: ky-koko@city.yokohama.jp
- (2) 補助金の交付決定、支払、報告について  
 横浜市国際局政策総務課「世界を目指す若者応援事業担当」  
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
 TEL:045-671-4700 FAX:045-664-7145  
 E-mail: ki-ouenjigyou@city.yokohama.jp

## 16 スケジュール (予定)

申請書提出締切	5月31日(金) 17時15分 <b>※必着</b>
1次選考(書類審査)結果通知	6月中旬頃
2次面接 ※1次選考通過者のみ	6月22日(土)～23日(日)のいずれかで、本市が指定する日時
2次選考結果通知	7月中旬頃
留学前ガイダンス	7月中旬～下旬

※上記のほか、帰国者懇談会、国際会議等運営協力、留学報告会などにご協力をお願いする予定となっています。